

正 会 員 各位

（一社）全国ＬＰガス協会

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による  
一酸化炭素中毒事故の防止について （お願い）

標記につきまして、経産省ガス安全室より別紙のとおり当協会に会員への周知依頼がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、下記の事項をご周知くださいますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、同安全室より別紙に記載のとおり国交省担当課に対し、塗装業工事業者宛に要請するよう協力依頼がされております。

## 記

### 【経産省からの周知事項】

- お客様に対して、建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器をご使用いただくよう、ご周知ください。

※別紙に記載されている経産省ホームページのURLは、以下のとおりとなりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

### 【経産省ホームページ掲載アドレス】

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2024/03/20240307-02.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240307-02.html)



以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ 橋本、北邨、國坂

# 別紙

## 経 済 産 業 省

20240306保局第4号

令和6年3月7日

一般社団法人全国LPガス協会

会長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故等の防止について（協力依頼）

標記の件について、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長に対し、塗装工事業者等宛て要請するよう協力依頼を行いました。協力依頼の文書は、経済産業省ホームページに掲載しておりますので、その旨お知らせします。

また、同様な事故の防止の観点から、貴団体においても会員のガス事業者等が次の点を消費者等に対し注意喚起するよう御依頼願います。

- ・建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器を使用すること。

